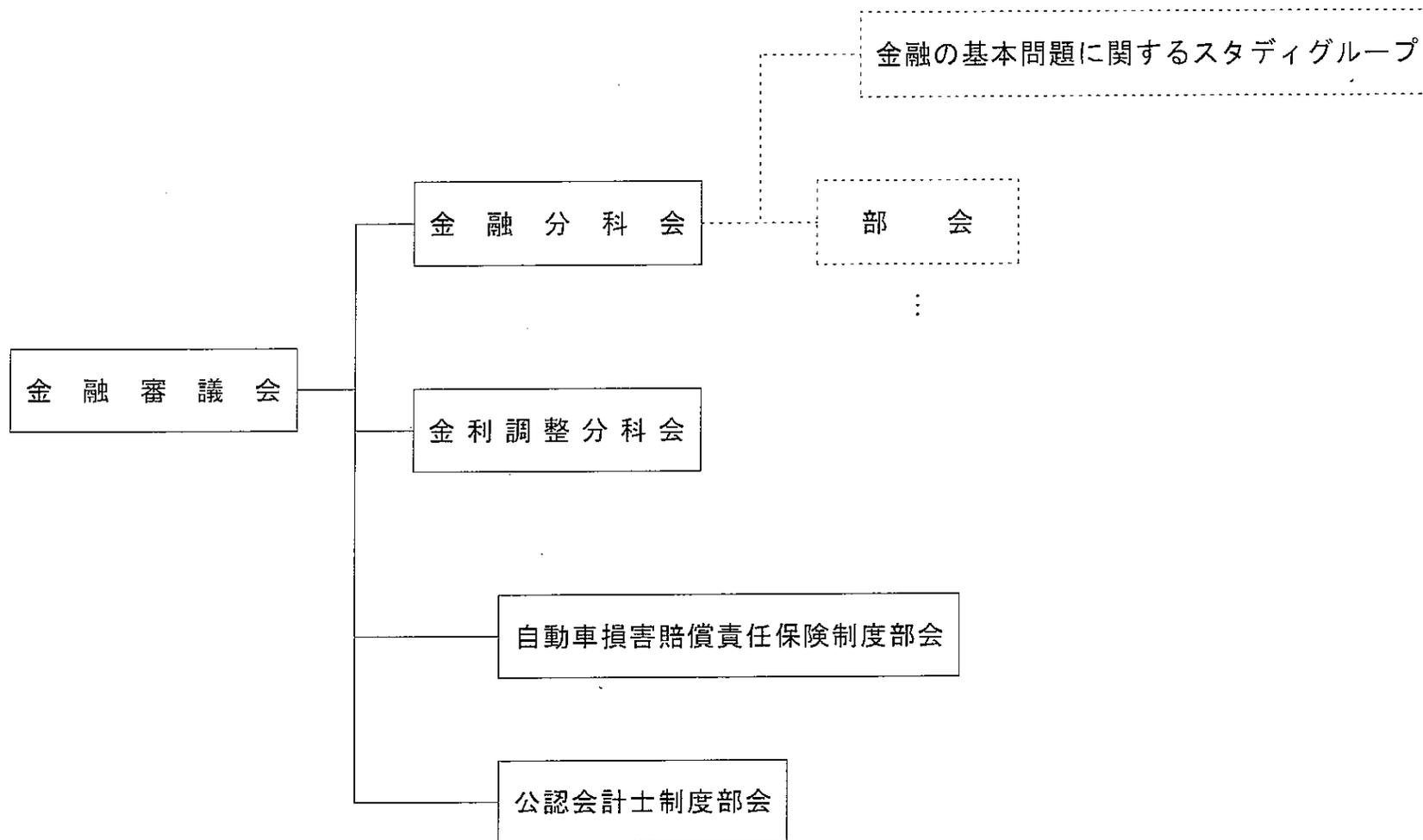
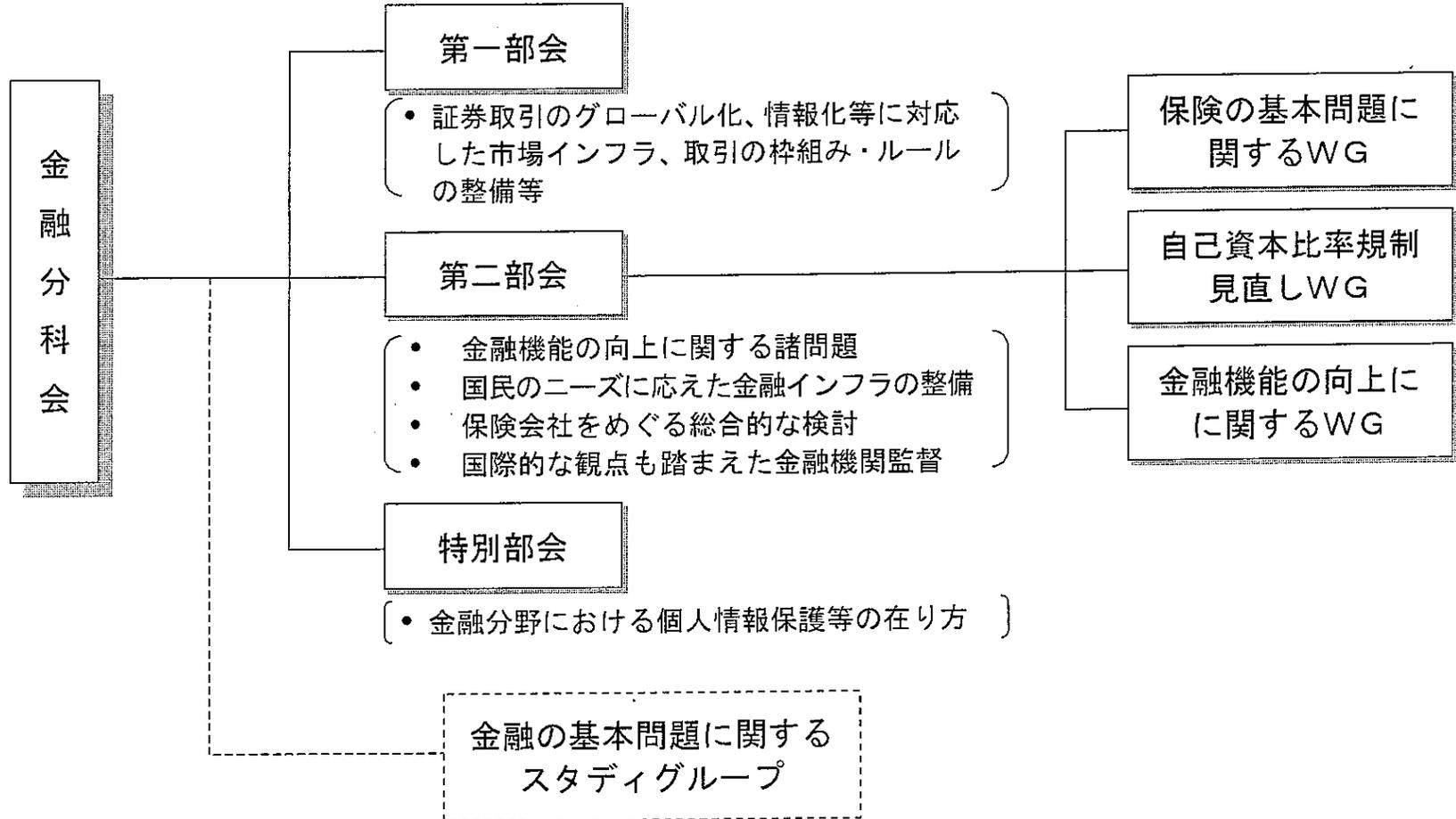


金融審議会の構成



金融分科会の審議体制



(注1) 部会には実務的・専門的な検討の要に応じワーキンググループを設置。

(注2) 特別部会については、他省庁の審議会との連携も視野。

金融審議会委員等名簿

平成 13 年 6 月現在

会 長	貝 塚 啓 明	中央大学法学部教授
会長代理	片 田 哲 也	(株)小松製作所取締役会長
委 員	池 尾 和 人	慶応義塾大学経済学部教授
	岩 原 紳 作	東京大学法学部教授
	江 頭 憲 治 郎	東京大学法学部教授
	太 田 宏	読売新聞社編集局次長
	岡 部 直 明	日本経済新聞社論説副主幹
	加 古 宜 士	早稲田大学商学部教授
	神 田 秀 樹	東京大学法学部教授
	倉 沢 康 一 郎	武蔵工業大学環境情報学部教授
	斎 藤 静 樹	東京大学経済学部教授
	首 藤 恵	中央大学経済学部教授
	関 哲 夫	新日本製鉄(株)代表取締役副社長
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	田 中 直 毅	21世紀政策研究所理事長
	成 川 秀 明	日本労働組合総連合会総合政策局長
	浜 矩 子	三菱総合研究所主席研究員
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	福 井 俊 彦	富士通総研理事長
	福 間 年 勝	三井物産(株)取締役副社長
	松 原 亘 子	日本障害者雇用促進協会会長
	山 下 友 信	東京大学法学部教授
	蠟 山 昌 一	高岡短期大学長
	脇 田 良 一	明治学院大学長
	〔計24名〕	
幹 事	増 淵 稔	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

金融分科会所属委員等名簿

平成13年6月現在

分科会長	蠟山昌一	高岡短期大学長
分科会長代理	田中直毅	21世紀政策研究所理事長
委員	池尾和人	慶応義塾大学経済学部教授
	岩原紳作	東京大学法学部教授
	太田宏	読売新聞社編集局次長
	岡部直明	日本経済新聞社論説副主幹
	片田哲也	(株)小松製作所取締役会長
	神田秀樹	東京大学法学部教授
	倉沢康一郎	武蔵工業大学環境情報学部教授
	斎藤静樹	東京大学経済学部教授
	首藤恵	中央大学経済学部教授
	高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
	成川秀明	日本労働組合総連合会総合政策局長
	浜矩子	三菱総合研究所主席研究員
	原早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	福井俊彦	富士通総研理事長
	福間年勝	三井物産(株)取締役副社長
山下友信	東京大学法学部教授	
専門委員	井口武雄	三井海上火災保険(株)最高執行責任者、取締役会長・社長
	宇野郁夫	日本生命保険相互会社代表取締役社長
	奥本英一朗	日本証券業協会会長
	長野幸彦	朝日信用金庫会長
	山本恵朗	(株)富士銀行頭取
	[計23名]	
幹事	増淵稔	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会第二部会委員名簿

平成13年6月現在

部会長	福井 俊彦	(株)富士通総研理事長
部会長代理	岩原 紳作	東京大学法学部教授
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岡部 直明	(株)日本経済新聞社論説副主幹
	片田 哲也	(株)小松製作所取締役会長
	神田 秀樹	東京大学法学部教授
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長
	成川 秀明	日本労働組合総連合会総合政策局長
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	山下 友信	東京大学法学部教授
	臨時委員	翁 百合
	島上 清明	(株)東芝代表取締役副社長
専門委員	石橋 三洋	日本生命保険相互会社専務取締役
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長
	浜田 三平	中央三井信託銀行(株)常務取締役
	前田 晃伸	(株)富士銀行常務取締役
	水谷 圭甫	三井海上火災保険(株)専務取締役
	森脇 邦剛	朝日信用金庫専務理事
	若林 勝三	日本証券業協会常務理事
		[計20名]
幹事	和田 哲郎	日本銀行企画室参事役

(敬称略・五十音順)

金融分科会特別部会所属委員等名簿

平成13年6月現在

部会長	倉沢康一郎	武蔵工業大学環境情報学部教授
部会長代理	山下友信	東京大学法学部教授
委員	高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
	原早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
臨時委員	今松英悦	毎日新聞社論説委員
	岩村充	早稲田大学アジア太平洋研究センター教授
	上柳敏郎	弁護士
	堀部政男	中央大学法学部教授
専門委員	山口厚	東京大学法学部教授
	岩井武二	(社)全国貸金業協会連合会副会長
	大須敏生	(財)金融情報システムセンター理事長
	白井淳一	(社)しんきん保証基金常務理事
	菅野浩	日本証券業協会常務理事
	鶴岡坦	朝日生命保険相互会社常務取締役
	中尾秀光	三井住友銀行専務取締役
	西川茂樹	安田火災海上保険株式会社常務取締役
	広井幹康	株式会社ミリオンカード・サービス企画部長
森崎公夫	外国損害保険協会副会長・専務理事	

〔計18名〕

(敬称略・五十音順)

金融の基本問題に関するスタディグループ名簿

アドバイザー

貝塚啓明	中央大学法学部教授（金融審議会会長）
蠟山昌一	高岡短期大学長（金融分科会長）

メンバー

座長	齋藤誠	一橋大学経済学部教授
座長代理	柳川範之	東京大学経済学部助教授
	池尾和人	慶應義塾大学経済学部教授
	臼杵政治	ニッセイ基礎研究所上席主任研究員
	岡崎哲二	東京大学経済学部教授
	翁百合	日本総合研究所主席研究員
	小田信之	日本銀行金融研究所研究第一課調査役
	神田秀樹	東京大学法学部教授
	藤田友敬	東京大学法学部助教授
	藤原賢哉	神戸大学経営学部助教授
	淵田康之	野村総合研究所資本市場研究部長
	渡辺努	一橋大学経済研究所助教授

（敬称略・五十音順）

金利調整分科会所属委員名簿

平成13年6月現在

委員	池尾和人	慶応義塾大学経済学部教授
	江頭憲治郎	東京大学法学部教授
	貝塚啓明	中央大学法学部教授
	関哲夫	新日本製鉄(株)代表取締役副社長
	成川秀明	日本労働組合総連合会総合政策局長
	原早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	松原亘子	日本障害者雇用促進協会会長

〔計7名〕

(敬称略・五十音順)

金融審議会自動車損害賠償責任保険制度部会委員名簿

平成13年3月現在

部会長 倉沢 康一郎 武蔵工業大学環境情報学部教授

部会長代理 山下 友信 東京大学法学部教授

委員 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト

松原 亘子 日本障害者雇用促進協会会長

[計4名]

(敬称略・五十音順)

審議状況の報告

1. これまでの経緯

(1) 消費者向け信用供与が拡大し、国民生活に深く関わるものとなっている状況の下で、与信業者等による個人情報の取扱いについては、業界団体等において自主ルールを整備し、対応してきているところである。しかし、近年、一部の与信業者や信用情報機関からの情報漏洩をはじめ、個人情報の不適切な取扱いがみられ、プライバシーや個人の権利利益の侵害に対する懸念が高まっている。

他方、多重債務に起因する自己破産の問題も深刻化しており、消費者向け信用供与の適正化の観点から、与信業者が与信判断を行うに当たっては、適切な保護措置を前提に個人信用情報の利用の促進を図ることが必要との指摘もある。

こうした事情を背景に、大蔵省・通商産業省共同の「個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会」が開催され(平成9年4月から10年6月まで計16回)、報告書がとりまとめられた。さらに、同懇談会の提言を受け、制度整備の在り方について具体的な検討を行うため、当審議会、産業構造審議会及び割賦販売審議会が合同で「個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会」を設置し、平成11年1月から計6回の会合を経て、同年7月に「論点・意見の中間的な整理」を公表した。

(2) また、IT革命の推進による電子商取引の急速な進展及び情報処理能力の飛躍的な拡大が今後見込まれるとともに、国際的にも個人情報保護強化のための体制整備が図られてきている中で、昨年来個人情報保護基本法制の制定に向けた検討が進められている。本年6月2日には、政府の情報通信技術(IT)戦略本部の下に設置された個人情報保護法制化専門委員会が、「個人情報保護基本法制に関する大綱案(中間整理)」を公表し、当部会においても内閣内政審議室からその内容紹介が行われた。

さらに、10月3日にも当部会において、再度内閣内政審議室から「個人情報保護基本法制に関する大綱案」を基に、同専門委員会における個人情報保護基本法制のその後の検討状況について説明を受け、質疑応答を行った。

(注) 10月11日に同専門委員会において「個人情報保護基本法制に関する大綱」(以下「大綱」という。)の最終的なとりまとめ・公表が行われ、10月13日、情報通信技術(IT)戦略本部は、同大綱を最大限尊重し、次期通常国会への提出を目指し、個人情報保護に関する基本法制(以下

「基本法制」という。)の立案作業を進めることを決定した。

「大綱」では、個人信用情報を含め凡そ個人情報を事業の用に供している民間事業者等(ただし、専ら小規模の個人情報データベース等のみを取り扱う事業者等を除く。)に対し、個人情報の適正な管理や第三者提供の制限、本人の求めに応じた個人情報の開示・訂正・利用停止等が義務付けられている。また、こうした義務規定の施行に関しては、各業の所管大臣等がガイドラインを示すこと等を想定した上で、改善命令等を含む主務大臣の監督権限や、その違反に対する罰則を設けることが明記されている。

このように、基本法制は、個人情報取扱事業者全般に対して所要の規制を課す内容となっており、個人信用情報の保護について実効性ある制度を構築することに資するものであると考えられる。

さらに、「大綱」では、個人情報であって、その性質、利用方法等に照らし、特に厳重な保護を要する等、別途の措置が必要なものについては、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

2. 審議状況と挙げられた論点(第二部会で出された意見のまとめ)

(1) 11月15日に開催された当部会では、「大綱」を踏まえ、個人信用情報分野における保護・利用に関し、基本法制に加えてどのような追加的な措置を講ずる必要があるかという観点から審議を行った。

その際挙げられた意見のうち、検討に当たっての基本的方向性に係るものを整理すると以下のとおりである。

- ・ 「大綱」において個人情報を取り扱う事業者に対して課されている義務規定等は、これまで個人信用情報の保護のために必要であると議論されてきた法律事項を取り込んでいると評価できることから、基本法制が整備されれば、業者が自主ルールを運用することにより、金融の分野においても情報の保護は確保できるのではないかという意見があった。
- ・ これに対し、①上記義務規定の適用除外事由等が曖昧で不十分である、②取り扱う情報の性質等にかんがみれば、保有するデータベース等の大きさによって規制対象の例外を設けることは適切でない、守秘義務を課す等の特別な措置を講ずる必要性があるといった理由により、業者による自主ルールに加えて、個別法を整備する必要があるのではないかという意見もあった。その際、業態ごとの縦割りではなく、例えば、金融商品販売法のように取引内容に着目して統一的に規制する形でルールを整備すべきではないかという意見があった。
- ・ 自主ルールについては、業者にこれを策定・遵守させるため、どのようなインセ

ンタイプを与えるかを議論することが重要ではないかという意見や、自主ルールに基づく事業者の自主規制に実効性を持たせる観点から、ディスクロージャーの在り方や監督当局の一定の関与を含めた仕組みづくりを検討し、検討結果によってはこれを法的に措置できないかという意見があった。

- ・ これまでの議論では、「与信との関連で収集・保有・利用される情報で返済能力・支払能力を判断するための情報」とされる個人情報情報を対象に議論してきた。しかしながら、今般、個人情報の全分野を包括する基本法制が制定されることとなったことや、金融サービスが与信に限らず資産運用や資金決済等生活全般に密着したサービスであることにもかんがみれば、従来の「信用情報」という枠組みにとらわれずに金融分野における情報の保護・利用の在り方について議論してはどうかという意見があった。

(2) 上記の他、具体的な規定の在り方等について以下の意見が出された。

(第三者提供の制限について)

- ・ 金融ビッグバン以降、業態の垣根がなくなりつつある中、グループ内の会社間で情報を相互利用するニーズがある一方、プライバシー保護の見地から業務内容を踏まえたファイアウォール規制等の措置を講じる必要があるとの指摘があり、金融機関等が取り扱う個人情報については、金融サービスの特性や将来の動向に適合した第三者提供制限の在り方を検討する必要があるのではないかと。

(苦情の処理等について)

- ・ 「大綱」の苦情の処理等を行う団体の認定については、事業者の論理のみならず利用者側の利益を擁護するための工夫が必要であり、裁判外紛争処理制度と併せて検討することが有用ではないかと。

(罰則について)

- ・ 個別法制において刑罰を規定する場合、その必要性及び構成要件の明確化を図る必要があると思われるが、行政処分を待たずに刑罰を課すことや、外部者による情報窃取も刑罰の対象にすることが考えられるのではないかと。

(3) 以上のように当部会においては幅広い観点から様々な意見が出されたが、基本法制の施行を前提に個人情報情報に関してどのような追加的な措置を講ずるべきかということについては、基本法制の法案の内容との整合性に留意しつつ、個別の論点を具体的に細部まで検討することが適当ではないかという提案があり、了承された。

以上

金融分野における個人情報保護・利用の在り方に関する今後の検討の進め方

個人信用情報保護・利用の在り方に関して、当審議会第二部会では、「個人情報保護基本法制に関する大綱」を踏まえ、個人情報保護基本法制(以下「基本法制」という。)に加えてどのような追加的な措置を講ずる必要があるかという観点から、その具体的な内容及び手法や、基本法制を施行する上での自主ルール・ガイドラインの在り方等について検討を行った。

また、第一部会においては、異業種参入に伴う銀行法等の整備や他業禁止の緩和等について審議する過程で、顧客の個人情報を第三者と共有することに関し、プライバシー保護の観点からの適切な対応の必要性が指摘された。

他方、基本法制の施行に当たっては、主務大臣が所管業界の個人情報の取扱いの実態を勘案した監督上のガイドラインを示すこと等が想定されており、こうした観点も含め金融庁の所管する事業者を対象に総合的な検討が必要になると考えられる。

以上を踏まえ、当審議会としては、基本法制の各規定との整合性の確保や、全体としての実効性確保に配意しつつ、従来議論の対象としてきた個人信用情報にとどまらない金融分野における個人情報の保護・利用に関し、取り扱われる個人情報の特性等に応じた重層的な措置を講ずることを念頭に、基本法制の今後の立案作業の進捗状況をみながら、法制上の措置その他の必要な措置について鋭意検討を進めていくべきと考える。

以上